事 業 コード 21302101

事務事業名 防火意識啓発事業

【1枚目】

001090103

予	算書の	事業名	2. 防火意識啓発	事業				課名等		予防課		政 策 名 確保	E命と財産	笙を守る安全・安川	じなくらしの	款 9. 消防費		
事	業期間	開始年度	昭和62年	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金	係 名 等		危険物係		施 策 名 3. 消防				項 1. 消防費		
実	施方法	○ 1. 指定	E管理者代行 (2. アウトソー	ーシング ● 3.	負担金・補助金	: 0 4. 市直営	記入者氏名		米田 益況	2	区 分 火災予防				目 3. 非常備注		
								電話番号		0765-24-01	19	基本事業名 火災予防	意識の啓発	—————————————————————————————————————				
									1			1						
		のような事業だ			+									実績	責		計画	
	・少年消防 思想の普及		、防火クラフ員に	より、市民の	防火意識の向上を	図るため、各種・	イベント等で市民に防火	チラシなど啓す	発用品	占を配布し火災∙	予防を訴え	えることで、各クラブ員の	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事)市民	事業は、誰、何	を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源なる	ど)				① クラブ	員数		人	102	152	152	152	15:
2		∓消防クラブ員 フラブ員							_	対 象 ② クラブ	数		団体数	5	6	6	6	
35K										標 3			30					
		度の主な活動内 エスタの開催		ペスターの審査:	会・展示・表彰	3. 富山県小学生	E火災予防研究発表大会Ы	出場 4.防		① 行事参	加者数(クラブ員)	A	79	80	80	80	80
手	くクラブ通信	言の発行								活動 ② 行事開	122 米h			11	13	13	13	11
	: 平成22年度 : 宅用火災 警	度の変更点 警 報器設置促進	活動							指 ② 17事無標	性奴			''	13	13	13	
			対象をどのようし高め、その活動し		いを訴える					① 市民に	PRした人	数	人	1, 040	1, 100	1, 200	1, 300	1, 40
意図	,,,,,,,,,		in or Corning	1000	, , , C III , C U 0					成 果 ② 標			٨					
7. <	(施策の目指	旨すすがた>								③ ↑成果指標が5	段階で取	2得できていない場合、そ	の取得方	法を記入				
魚ア	津市防災詞 ピールし、	川練等の行事に クラブの意義	幼年・少年消防 、目的を一人ひ。	クラブ員、婦人 とり自覚する。	、防火クラブ員が利	責極的に参加する	らことで、市民に防火ク ⁻	ラブの活動を										
◆ こ 0	の事務事業	開始のきっかり	ナ (何年〈頃〉から	どのようなき・	っかけで始まった	か)					(1)[国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
							立、事務局を消防本部に することを目的に設立さ		力年、	少年並びに婦	1015	也方債	(千円)	0	0	-	0	(
,,,,	- MI - O - II	,	() () () () ()		10,00 /2,100	×	, 0000000000000000000000000000000000000	10720			訳	その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	_	0	
												-般財源	(千円)	106	100		96	91
▲ BB 4	ムル土田の1分	の事效事業も正	ラル光ノ母培の布	(II) 1. 人後又:	ヨナムフ西培亦ル	(沙北丁 相馬)	緩和、社会情勢の変化な	12\				(決算)額((1)~(4)の合計)事業に携わる正規職員数	(千円)	106	100		96	91
							<mark>阪仲、任云頂男の変化な</mark> にくい状況にあり、また		マンネ	リ化と他の行		事業の年間所要時間	(時間)	400	1, 400	ū	1, 400	1. 40
		活動が鈍くなっ										・費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 682	5, 887		5, 887	5. 88
												業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 788	5, 987		5, 983	5, 98
												人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 20
◆市国	民や議会な	どからの要望	・意見(担当者の	私見ではなく、	実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)							いる内容又は把握				
なし												把握している	市町村で	活動が違うため。				
											•	把握していない						

部・課・係名等 コード 1

部名等

07020200

消防本部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

213021

予算科目

会計 一般会計

【日的巫当性の誣価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大
説育成と災害のない魅力ある郷土づくりを資する。□ 直結度中
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた ● め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 内間でもす。これに対しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
○ 駅に目的を達成しているので、用の例子を廃止か安日
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現在、特定地域の小学生・婦人会をクラブ員としていて、今後、少年並びに婦人等の健全な育成を図りながら火災予防 思想の普及に努め、クラブの拡大及びクラブ員の増員を推し進める。
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
クラブの拡大、クラブ員の増員により活動の範囲が広がり、クラブの活性化につながり成果は向上する。
න
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
現状のクラブの活動だけでは限度があり、他の行事や関係団体と連携して実施することで活動が活性化し、参加者の意
識も高揚する。 あり 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
平成21年度の予算で削減され、これ以上になると活動が困難になる。
なし <mark>説</mark> 明
21
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
火災予防思想の広報は、時間をかけて考えを広める指導が必要で、短時間で効果が上がらない。
なし 説 記
明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なこの事業は、受益者負担にあてはまらない。
し・負担なし。説
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
_{○ 高い}
38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 3
○ 高い○ 平均説明

【必要性の評価】

10.	社会的ニース(この事務事業にどれくらいのニースがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 許伽柏未の総括								
① 目的妥当性	適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり						
② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり						
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり						
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり						
The state of the s								

今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	·

● 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改革	革・改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		組織の弱体化が進み、参加者も減少しクラブの運営も困難な現状で、活動自体を見直しが必要である。クラブ員に住宅防火の必要性を更に呼びかけ、防火クラブ員として最低	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)	が必要である。ソラン員にはもい次の必要はを更に呼びかけ、所次ソラン員として販協限度の家庭が大の意識を再確認してもらい、自分の地域は自分たちで守るという自主的な組織であることを認識してもらうために、積極的な指導を行う。	維持
定時		防火活動の内容を見直し充実させ、クラブのリーダー育成や組織の若返りを目指し、組織の改善と強化、行政が積極的に指導を行う。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
坊火意識啓発事業は、出火防止の根幹をなすものであり、今後も継続していく必要がある。	二次評価の要否
	不要

事業コード

事務事業名 住宅用火災警報器設置事業

【1枚目】

予算科目

会計該当なし

コード3

000000000

-	予算書の	事 業 名	なし					課名等	予防課		政 策 名	第1節 生確保	命と財産	を守る安全・安心	心なくらしの	款 該当なし		
7	事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	平成21年度	業務分類	5. ソフト事業	係名等	予防係	:	施策名	3. 消防・	救急体制	の整備		項 該当なし		
9	実施方法	○ 1. 指定	≦管理者代行 ○	2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	永川 喜	_	区 分	消防				目 該当なし		
_								電話番号	} 0765–24–0	1119	基本事業名	その他						
										J								
\	事業概要(どの	のような事業な	(*)											実終	責		計画	
-1	般家庭に住宅別	用火災警報器 <i>0</i>	D設置を促進する	0									単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事		を対象にしている	るのか。※人や	P物、自然資源なる	ど)			① 市の	世帯数			世帯	16, 583	16, 466	16, 500	16, 500	16, 50
		(氏)							対									
対象									⇒									
									標									
									3									
		の主な活動内		公置場所 設置	電方法をケーブル -	T V やチラシ等で	呼びかける		① 広報	活動回数			0	20	20	15	15	1
	市民へ住宅用火災警報器の設置の重要性、設置場所、設置方法をケーブルTVやチラシ等で呼びかける。								活動 ◎ 調本									
子 段	*平成22年度	の変更点							指 ② 調宜	世帯数			世帯	8, 691	14, 411	15, 000	15, 000	15, 00
			住宅への住宅用り	火災警報器の討	设置が義務化され、	市内一円を対象	に設置の推進を呼びか	ける。	標				İİ				İ	
									3									
			対象をどのように						① 設置	世帯数			世帯	5, 973	9, 080	11, 154	12, 375	12, 87
		る任宅用火災	警報器の設置率を	を上げる。					成					·				
意図									₩ ② 設置	世帯数/調査世	世帯数		%	44. 90	63.00	67. 60	75. 00	78. 0
									標									
									3									
そ	<施策の目指								↑成果指標が	現段階で取得	できていな	い場合、その	の取得方法	去を記入				
の結		報器の設置に	よる、住宅火災作	牛数の減少及て	『、火災による死 権	易者の減少												
果	:																	
•	この事務事業	開始のきっかに	ナ (何年〈頃〉から	どのようなき	っかけで始まった	カゝ)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1)国・	県支出金		(千円)	0	0	0	0	
							「遅れからの死者の増加 「条例で決まったことを			源 (2)地方			(千円)	0	0	0	0	
A) :	未仕七は十八日	0+0 N N O .	MTHE OTM	204 0 7010	よく改画すること	2. 黑岸市人民了6.	木州でみようたことと	217 (, , , , , ,	手来と開始した。	日代)他(使用料・	・手数料等)	(千円)	0	0		0	
										(4)一般		(1) 6 41)	(千円)	0	0	0	0	
A I	BB 44mを世界で130c/	八事改事光ナ.甲	ラ n 光ノ 四 座 の 亦	/b.1. 人後又:	相されて傳統亦作	(法事工 相則经	和、社会情勢の変化な	12)			央算)額((1)〜 業に携わる正		(千円)	0	8	5	5	
							れておらず火災に対す		足りない。今後、オ	0 1 01 1 71	*に携わる# *の年間所要		(時間)	500	1, 600	1,000	800	50
設	置の住宅に設置	置するよう強力	りに推し進めてい	かなければな	らない。				, ., ., ., ., .,	@ + 137 + A	(②×人件費		(千円)	2, 103	6, 728	,	3, 364	2. 10
Х.	、他都市では、	悉負な訪問則	X元によつて、任	七用火災警報	おか販売されおり	、古侑か出ないよ	う設置の推進を行う必	安かめる。			こ係る総費用		(千円)	2, 103	6, 728	4, 205	3, 364	2, 10
										(参考) /	人件費単価		(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
•	市民や議会な	どからの要望・	・意見 (担当者の	私見ではなく、	、実際に寄せられ	た意見・質問など	を記入)			◆県内他	市の実施状	況 (把握してい	いる内容又は把握	量していない理由	の記入欄)		
					設置方法の問い合						□握している		際の設置	率を正確になかな	い把握できなし	١,		
										U 1L	THE C (4.0)	' →						
1										● 排	型握していな	NL)						

部・課・係名等 コード1

部 名 等

07020100

消防本部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

【目的妥当性の評価】

「日町女ヨ庄の	7FT III
1. 施策への直結	度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	住宅用火災警報器を設置することで、市民が住宅防火・火災予防に関心を持ち、住宅火災の減少、及び死傷者等の
○ 直結度中	説 明
○ 直結度小	71
2. 市の関与の妥当	4性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などに	より市による実施が義務付けられている
	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた る実施が妥当
	ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
•	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	達成しているので、市の関与を廃止が妥当
О жиспите.	消防法第9条の2、魚津市火災予防条例第30条の2
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余	★地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
なし。説明	
【有効性の評価	価】
4. 成果向上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	効果的に設置率を上げるため、有効なPR方法を検討する。
あり	
□ 油掛子ステレフ	*、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
あり	・新築及び増築等を計画している住宅は、市建築住宅係と連携することで、設置率の向上を図る。 ・既存の住宅は、社会福祉課、民生委員、自主防災組織及び消防団と連携することで、設置の普及率を上げる。
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の	O余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
なし。説明	
7. 人件費の削減	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	未設置の市民に、時間をかけて設置の必要性を納得してもらう。
なし <mark> 説</mark>	
【公平性の評価】	
	正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	住宅用火災警報器の設置に関しては、全額受益負担としている。
適正化の余地なし	
9 太市の受益者	
	該当しない。
○高い	ŧ
の低い	

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
	○ 一部の市民などに、ニーズがある								
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
	○ 目的はある程度達成されている								
	○ 上記のいずれにも該当しない								
11.	事務事業実施の緊急性								
	○ 緊急性が非常に高い								
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
*	評価結果の総括と今後の方向性								
(:	1) 評価結果の総括								
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
	② 有効性								
	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり								
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(2	2) 今後の事務事業の方向性								
	○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度								
	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止								
	● 他の事務事業と統合又は連携								
	○ 目的見直し								
	● 事務事業のやり方改善								
★改	女革·改善案 (いつ、どのような改革·改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性							
	未設置の市民に設置の必要性を認識させ、住宅防火・火災予防について自覚してもらう ため、どんな手段で効果的な広報活動ができるか。	コストの方向性							
	が 左 英								

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		未設置の市民に設置の必要性を認識させ、住宅防火・火災予防について自覚してもらう	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)	ため、どんな手段で効果的な広報活動ができるか。	維持
定時		・市民への設置推進を行うために分団詰め所等にのぼり旗を掲げる等のPRを行う。	成果の方向性
明期	中·長期的 (3~5 年間)	 将来的に全世帯に住宅用警報器を設置してもらい、寝室だけでなく台所や居室等にも 設置するよう指導する。 火災について十分な知識を認識させ、住宅用火災警報器だけでなく、消火器や防炎物 品の使用等住宅用防災機器を整備することで、火災の無い安全安心な生活を暮らすこと を目指す。 	向上

★課長総括評価(一次評価)	
今後も粘り強く、市民に住宅用火災警報器設置の必要性や効果を広報媒体や消防団・自主防災組織等を活用し、設置率100%に向けた取り組みを強化するとともに、住宅火災死者数の抑制を目指す。	二次評価の要否
	必要
★ 経営戦略会議評価 (二次評価)	

事業コード

事務事業名予防業務

【1枚目】

000000000

予算書の事業名なし	課名等		予防課	政 策 名 第1 節 確保	心なくらしの	しの 款 該当なし					
事業期間 開始年度 昭和40年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等 予防係			施策名3.消防	施 策 名 3. 消防・救急体制の整備 項 該当なし						
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		永川 喜一	区 分消防				目 該当なし			
	電話番号		0765-24-0119	基本事業名 常備消防	の充実. 強	化.					
	PE HI B 3		0,00 2. 0	- 17 7 A 117 MB 717 M	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
◆事業概要 (どのような事業か)						実	績		計画		
建設が予定されている消防対象物等が、消防関係法令の基準に適合して設計されているか審査及び検査を実施する。					単						
					位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		_									
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 消防対象物、建築物の設計者			① 消防用設備	等設置届出数	対象 物数	57	67	70	70	70	
対			対 象 o *****								
象		7	指 ② 建染同意件	数	件数	151	130	150	150	150	
		1	標		件数						
			3		干奴						
<平成21年度の主な活動内容> 建築同意、消防用設備等の審査・指導・検査			① 消防用設備	等設置審査数	対象 物数	57	67	70	70	70	
建業 中意、 相切用 政順 等の 番宜・ 相等・ 恢复			活								
the part		7	動② 建築同意審	查数	施設数	151	130	150	150	150	
なし		1	標		(1) 364						
			3		件数						
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			① 検査済証交	付(消防用設備等)	対象	48	61	65	65	65	
建築確認の同意事務で、新たに造られる防火対象物を把握し、消防設備等が適正に設置されるよう指導を行う。 又、魚津市火災予防条例等の遵守により火災の予防に関する指導を行う。			戓		物数						
<u>意</u> 図	-	⇒ ‡	果 指 ② 同意(建築研	産認申請)	施設数	151	130	150	150	150	
			標								
			3		件数						
そ < 施策の目指すすがた>		1	↑成果指標が現段階	で取得できていない場合、	その取得力	法を記入					
の 火災予防関係法令違反を建築の前段階で防止し、市民が安全で安心して生活できる環境を確保する。 結											
THE TOTAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財	(1)国・県支出金	(千円)	0	(0	0	0	
昭和22年の消防法組織法及び昭和23年の消防法により業務が開始 			1021	(2)地方債	(千円)	0	,	_	0	0	
			识	(3)その他(使用料・手数料等		0	(•	0	0	
				(4)一般財源	(千円) (千円)	0			0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	な じ)			予算(決算)額((1)~(4)の合計) 事務事業に携わる正規職員数		8			8	8	
▼開始時期が後が事務事業を取り含く深見が変化と、するすべきはもの深見変化(仏は正、院前級和、社会情労が変化な 建物構造の複雑多様化により、災害要因は増加している。	46)			事務事業の年間所要時間	(時間)	7, 240		_	3, 500	3, 500	
又、規制緩和により技術上の基準が細部に渡り細かく規制され、関係法令の運用が難しくなっている。				人件費(②×人件費単価/千円)		30, 444			14, 718	14, 718	
				多事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	30, 444	,		14, 718	14, 718	
				参考) 人件費単価	(円@時間)	,	,		4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				県内他市の実施状況		いる内容又は把			,	,	
消防設備等の設置免除のため、特例適用等の事前打合せをしたいと申入れがある。				▲ Imile) with 7				司意件数等は把握で	できる。		
				● 把握している							
				○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1

07020100

消防本部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

213011

予算科目

会計 該当なし

【目的妥当性	(V)	半曲】
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		建物等が火災予防上、安全に設計されるよう指導することで、火災の発生及び被害の軽減に繋がる。
直結度中	3	說
直結度/		H
		・ 住(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
○ 法令などめ、市に	による	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	巨して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
〇 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
		消防法(昭和23年法律第186号)第7条及び第17条
根拠法令等を記	己入	
3. 目的見直し	の余均	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説	
なし	明	
	,,	
「古みみの	±π /π	.1
【有効性の		
4. 成果同上の名	亲地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし
		成来向上の赤地なし
なし	説	
,	明	
5. 連携するこ	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		市住宅係と連携することで、設計者が火災に強い建物を設計するよう指導する。
	=×	
あり	説明	
	7,	
	/mr ¶	
【効率性の評) b), (# (T) A week) b (#) 1 a week (B) a
6. 事業費の削減	威の 分	☆地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		消防法に基づいた業務であり、削減はできない。
なし	説	
,40	明	
7. 人件費の削	滅の	- 余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		大規模な防火対象物の場合、専門分野での審査・検査が必要となり、検査に要する時間及び人員が必要となる。
	34	
なし	説明	
	,,	
「八寸歩っぎっ	c 1	
【公平性の評価		こいのない(河土の日本)の社会の文化にはなって)
	//週1	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		受益者負担は適当でない。
し・負担なし	説	
遠正ルの今地か !	明	
適正化の余地なし		
9. 本市の受益者	者負担	旦の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い		該当しない
	#∺	
〇 平均	説明	
O ter	,,,	
○ 低い		

必要	

0. 1	社会的ニース	ぐ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
	全国的区	は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の	課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多	くの市民などがニーズを感じている	
	○ 一部の市	民などに、ニーズがある	
	○ 一部の市	民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
	目的はあ	る程度達成されている	
	● 上記のい	ずれにも該当しない	
1. 3	事務事業実施	色の緊急性	
	○ 緊急性が	非常に高い	
	○ 緊急に解	決しなければ重大な過失をもたらす	
	○ 市民なと	のニーズが急速に高まっている	
	● 緊急性は	低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が	低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
۱ ا	評価結果の終	終括と今後の方向性	
(1)	評価結果	の総括	
	① 目的妥当		
	② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
	③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)	今後の事	務事業の方向性 	
	現状	のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
	終了		
		事務事業と統合又は連携	
	○ 目的		
	○ 事務	事業のやり方改善	
\ 改		いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		現状を維持	コストの方向性
	次年度		
-	(平成23		維持
実施	年度)		12.7
予			
定時		現状を維持	成果の方向性
期	中·長期的		
	(3~5 年間)		維持
	十川)		

★課長総括評価(一次評価)

この事業は、法令に基づいて実施されているが、防火対象物を把握し、消防用設備等を適正に設置することで消防として建築物の防火の面から安全性を図り、出火防止及び火災による被害の軽減を図ることにつながる。

二次評価の要否

不要

事業コード

事務事業名 火災予防の推進事業

【1枚目】

000000000

- - '	予算書の	事業名	なし					課名等	予防課		政 策 名第1	節 生命と財	産を守る安全・安	心なくらしの	款 該当なし		
事	事業期間	開始年度	昭和40年	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	予防係		施 策 名 3. 3				項 該当なし		
_	実施 方法					. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	永川 喜		区 分消防	77.0			1 該当なし		
	一	O 1. 1H	人自241VIII	2. / / 1/	227 0 3	. 吳匹亚 而功亚	▼ 1, 10 E E		0765-24-0		基本事業名 常備	*吐の大中 *	4 /L		以当なじ		
								電話番号	0700-24-0	1119	坐 平 来 名 吊 Ⅲ /	月防の元夫、短	#1L				
◆車	事業概要 (ど	のような事業	į λ _λ)										事	結		計画	
				関係法令を遵守る	され維持管理がる	されているか立入検	査を行う。					単		1/94		ргед	
												位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事	事業は、誰、	何を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源な	:ど)			① 防火	計免物		施設	1, 911	1, 919	1, 930	1, 940	1, 950
	防火対象物及	及びその関係	者						対	*) 3 * 19J		数	1, 911	1, 313	1, 930	1, 340	1, 300
対象								-	象 ② 条例	等の届出		施設 数		57	60	65	70
									標 3			件数	Z.				
		度の主な活動	内容> 象物に対し、計画	i的に立入検査を	· 実施 l . <i>t</i>				① 防火	対象物の立入核	企実施数	件数	90	120	130	140	150
	消防用設備等	等及び危険物	施設の維持管理に	ついて検査を実	薬施し、防火管理	等のソフト面につ 提出と改善を促し	いても審査指導を行い. <u>た</u> 。	指摘事項の	活動 ② 条例	等の届出の検査	5数	件数	58	57	60	65	70
	平成22年月		마.사숙(#ain 눅니	ナチ上めに 六 3	松本を中体士で				指显示的	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		'']			
	11個争場から	双音 されない	防火対象物に対し	. (里点的に立入	、快宜を美施する	00			3			件数	Z.				
			、対象をどのよう		/D 45.45-35-37				① 指摘 ³	事項のない防火	〈対象物/全査察件	+数 %	90.00	92. 00	95. 00	95. 00	95. 00
			象物等に対し改善 上の危険を排除す						成				Ì	<u> </u>			
意図									1日 致	計画書のあった	:防火対象物/違原	文対象件 %	95. 00	95. 00	95. 00	95. 00	95. 00
									標②条例	の届出に違反か	(無し)割合	%	100.00	100.00	100.00	100, 00	100.00
														100.00	100.00	100.00	100.00
その	,	旨すすがた> D会除を34体:	することで、市民	が空会で空心し	アルチズキス理	3. 培			↑成果指標が	現段階で取得で	できていない場合	、その取得力	方法を記入				
結	大灰 7 防工0	//	9 9 5 5 6 11 15	が女主で女心し	, (土山できる珠	現で唯体する。											
果																	
			け(何年〈頃〉から							(1)国·	県支出金	(千円)	0	0	0	0	(
定期	朝的な立入検	査の実施は、	魚津市火災予防金	査察規程の施行に	こよる。(平成94	∓3月)				源 (2)地方		(千円)	0	0	0	0	C
										内 (3)その(也(使用料・手数料	斗等) (千円)	0	0	0	0	(
										(4)一般	財源	(千円)	0	0	0	0	C
										A. 予算(決	算)額((1)~(4)の合	計) (千円)	0	0	0	0	(
◆開	開始時期以後	の事務事業を	取り巻く環境の変	変化と、今後予想	思される環境変化	匕(法改正、規制緩	和、社会情勢の変化な	ど)		①事務事業	に携わる正規職員	員数 (人)	8	8	8	8	8
						て立入検査の必要性		ナキナ ル リ + 3	☆ ★よシ<=====	②事務事業	の年間所要時間	(時間)	3, 520	3, 100	3, 200	3, 200	3, 200
			ス規模な防火対₹ さています。	水物を土眠に直し	ハに法規制によっ	って、郁中部と地方	「に法令運用に格差が出	(さんおり、立人	快宜か仃以調館	B. 人件費	(②×人件費単価/=	F円) (千円)	14, 802	13, 036	13, 456	13, 456	13, 456
		, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_ ,- 0.,0							事務事業に	係る総費用(A+	B) (千円)	14, 802	13, 036	13, 456	13, 456	13, 456
										(参考) 人	件費単価	(円@時間	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
♦ #	市民や議会な	どからの要望	・意見(担当者の	の私見ではなく、	実際に寄せられ	1た意見・質問など	を記入)			◆県内他市	方の実施状況	(把握し	ている内容又は把	握していない理師	由の記入欄)		
						は守ってほしい。」				t. a lim	HI VI V	消防本部が	が発刊している消	防年報で、査察対	対象物数等は把握で	ききる。	
			\る学校にタバコ∂ :いか?」等と質問		ハたが、火の用巾	いは大丈夫か?」とか	か、「家の近くの工場で	では、中で何をして	ているか分から	な ● 把:	握している	→					
L .0,	ひて、八尹に	'4.0 C C 14.4	. v · w ∵ 』 寺 C 貝 旧	13.00) 71-0													
1										〇 把:	握していない						

部・課・係名等 コード1

部 名 等

07020100

消防本部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

213011

予算科目

会計該当なし

【目的妥当性の評価】

【日87女 3 11、2 7 日	_
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	
○ 直結度中 説 明	
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なめ、市による実施が妥当	た
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
消防法(昭和23年法律第186号)第4条及び第16号の5	_
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
現状の対象と意図は適切であり、見直す必要がない。 説 明	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
違反事項の改修について、粘り強く指導を行う。	
あり 説明	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
・建築、警察、保健所など関係機関と連携することで、指摘事項の改修率を高める。 ・消防用設備等点検結果報告書の提出を促進し、設備等の不良箇所について自主改修を促す。 ・防火管理者の選任を推進し、火災予防意識の向上を図る。	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
・予防技術者検定資格者を養成し、大規模対象物に対する査察業務の専従化を図る。	
なし。説明	
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
災害対応職員の確保を優先する必要があり、立入検査を非番・公休で実施するため。	
なし 説明	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし。 説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
○高い 該当しない	
〇 平均 説明	
○ (EL)	

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
● 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	
② 有効性	
③ 効率性 ■ 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
現状を維持	コストの方向性
次年度	
(平成23 実 年度)	維持
	127
予	
定 現状を維持 時 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	成果の方向性
期 中・長期的	
(3~5	

★課長総括評価(一次評価)

建物構造の複雑・多様化などの災害危険要因は、今後さらに増加し立入検査の必要性は増加、今後も立入検査を計画的に実施し、不適切な箇所があれば管理権原者に指導するとともに、火災発生の抑制や被害を軽減し、地域住民が安全で安心して暮らせるようにしていく。

二次評価の要否

不要

事業コード

事務事業名 危険物規制業務

【1枚目】

000000000

	<mark>予 算 書 の 事 業 名</mark> なし	課名等		予防課	政	策名解	第1節 生命 催保	と財産	を守る安全・安/	心なくらしの	款 該当なし			
	事業期間 開始年度 昭和40年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等		危険物係			3. 消防・救				項 該当なし			
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営 記入者氏名 米田 益宏 区 分消防						目 該当なし						
		電話番号		0765-24-0119	基 4	本事業名 常	常備消防の充	実、強化	ľŁ					
1	事業概要 (どのような事業か)								実	績		計画		
危	険物施設が法令基準に適合しているか審査及び検査を実施							単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 危険物施設			① 危険物施	起設事務			対象物数	172	18	180	180	180	
対象		-	★ 等指標	2				件数						
				3				件数						
	< 平成21年度の主な活動内容 > 危険物施設の審査・指導・検査		泪	ī	E設許可・認可	・承認交付	া	対象 物数	32	20	30	30	30	
手段	*平成22年度の変更点 変更なし		● 指標) (2)				施設数						
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			3				件数対象						
意図	危険物施設の許可・認可で施設の維持管理の徹底を図り、安全を確保する	_	· 財 ・		於済証交付			物数施設数	17	14	15	15	15	
			梧	3				件数						
その結果			1	成果指標が現身	受階で取得でき	ていない	場合、その耳	文得方	法を記入					
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財 (1)国・県支	支出金	(=	千円)	0	(0	0	0	
昭	和22年の消防法組織法及び昭和23年の消防法により業務が開始				源 (2)地方債	d a maded	,	千円)	0		0	0		
					内 (3)その他(4) (4) 一般財源			千円) 千円)	0		0 0	0	0	
				-	A. 予算(決算)			千円)	0		0	0	0	
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	たど)			①事務事業に担 1) 事務事業に担			(人)	8		5 5	5	5	
	会構造の複雑化、多様化などの災害要因は今後さらに増加、様々な危険物物品が生産され、規制が緩和されるもの		出て	こくる。	②事務事業の年			寺間)	7, 240	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200	
				-	B. 人件費 (②)	×人件費単	価/千円) (=	千円)	30, 444	9, 25	9, 251	9, 251	9, 251	
				•	事務事業に係る	る総費用	(A+B) (=	千円)	30, 444	9, 25	9, 251	9, 251	9, 251	
					(参考) 人件	費単価	(F	(4, 205	4, 20	4, 205	4, 205	4, 205	
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) になし				◆県内他市の ◆県内他市の把握しご把握し	ている	全国(統計)	の消防	<mark>いる内容又は把握</mark> 本部が法令に基づ より施設数を把握	づき一律の規制				

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

07020200

消防本部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

213011

予算科目

会計該当なし

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 危険物規制業務を実施することで、火災予防に寄与している。
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
機機法令等を記入 消防法(昭和23年法律第186号)第10条
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし
なし <mark>説</mark>
問
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
明 I
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
消防法に基づいた業務であり、業務内容が国の委任事務もあるので削減はできない。
なし <mark>説</mark> 明
91
7 1 (仲華の別述の女師 (人の要要性明えて土) マルムノ なるわいん 翌四 マネム・1701年1 翌四年
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
なし <mark>説</mark> 明
「人び州の部体」
【公平性の評価】 8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
当時は圧其づき千数料を満加している
付足文価日の
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 消防法に基づき手数料を徴収している。
● 平均 <mark>明</mark>
○低い
-

业	要性の評価】
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
	評価結果の総括と今後の方向性
(:	1)評価結果の総括
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(:	2) 今後の事務事業の方向性
	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度
	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止
	○ 他の事務事業と統合又は連携○ 日本見事
	○ 目的見直し
ĺ	○ 事務事業のやり方改善

★改善		いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		現状を維持	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		現状を維持	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
危険物規制事業は、危険物施設の許可、検査は危険物による災害予防を目的としており、危険物に係る事故は市民 生活に多大な影響があり、今後も引き続き重要な事業である。	二次評価の要
	不要